

付 録

じんけん しみんいしきちょうさ
人権についての市民意識調査

ちょう さ ひょう
調 査 票

(2007)

あまが さき し
尼 崎 市

あまがさきしじんけんもんだいししきちょうさいいんかい
尼崎市人権問題意識調査委員会

ちょうさ ねが
調査についてのお願い

1. この調査は、今後の人権教育・啓発施策を推進するうえでの基礎資料として活用するため、市民（外国籍住民を含む）のみなさまに、人権についてのお考えをお聞きするものです。
2. 20歳以上の市民のみなさまの中から、無作為に約3,800名の方を選び、調査票をお送りしています。
3. 無記名でお答えいただき、結果は統計的に処理しますので、個人の回答内容が外部にもれたり、あなた自身にご迷惑をかけることはいっさいありません。
4. この調査は、上記の目的以外に使用することはありません。

きにゅうじょう ちゅうい
記入上のご注意

1. あて名のご本人が、お答えになってください。
2. お名前を書いていただく必要はありません。
3. お答えは、ボールペンや鉛筆などで、あてはまる答えの横にある に、ハッキリと✓印をつけてください。
4. ご記入のあと、同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、10月20日(土)までにお出してください。

いそが きょうしゆく かんが そつちよく き
お忙しいところ恐縮ですが、あなたのお考えを率直にお聞かせくださいますようお願いいたします。

ちょうさひょう よ か ばあい した かた
この調査票を読んだり書いたりすることがむずかしい場合は、親しい方などにお

てつた かいとう さいわ
手伝いいただいて回答いただければ幸いです。

と あ さき
【問い合わせ先】

ちょうさ かん しつもん か き ねが
この調査に関するご質問などは、下記までお願いいたします。

あまがさきしかんきょうしみんきょくじんけんけいはつしつじんけんけいはつ こくさいかたんとく
尼崎市環境市民局人権啓発室人権啓発・国際化担当

あまがさきしひがしなまつちょう ちょうめ ばん ごう
〒660 - 8501 尼崎市東七松町 1丁目 23番 1号

でん わ
電 話 06 - 6489 - 6658

質問1．あなたは、「人権」ということを、どの程度身近に感じられますか。あなたのお気持ちにいちばん近いもの1つの に、✓印をおつけください。(✓印は1つだけ)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1．非常に身近に感じている | 2．かなり身近に感じている |
| 3．どちらともいえない | 4．あまり身近に感じていない |
| 5．まったく身近に感じていない | |

質問2．日本社会の人権について次の2つの意見があります。それぞれについて、あなたのお考えに近いもの1つに✓印をおつけください。

A.今の日本は、人権が尊重されている社会である。(✓印は1つだけ)

- | | | |
|--------|-------------|-----------|
| 1．そう思う | 2．どちらともいえない | 3．そうは思わない |
|--------|-------------|-----------|

B.市民一人ひとりの人権意識は5～6年前に比べて高くなっている。(✓印は1つだけ)

- | | | |
|--------|-------------|-----------|
| 1．そう思う | 2．どちらともいえない | 3．そうは思わない |
|--------|-------------|-----------|

質問3．日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが、関心を持っているもの全部に✓印をおつけください。(✓印はいくつでも)

- 1．女性の人権に関する問題
 - 2．子どもの人権に関する問題
 - 3．高齢者の人権に関する問題
 - 4．障がい者やその家族に対する差別の問題
 - 5．外国籍住民に対する差別の問題
 - 6．「同和地区」のひとびとに対する差別の問題
- * (注)
- 7．アイヌのひとびとに対する差別の問題
 - 8．母子家庭や父子家庭に対する差別の問題
 - 9．結婚していない母やその子どもに対する差別の問題
 - 10．刑を終えて出所した人やその家族に対する差別の問題
 - 11．犯罪被害者とその家族の人権に関する問題
 - 12．エイズ患者・HIV(エイズ・ウイルス)感染者、その他の感染症患者等に対する差別の問題
 - 13．ハンセン病患者・回復者に対する差別の問題
 - 14．インターネットによる人権侵害の問題
 - 15．ホームレスの人権に関する問題
 - 16．プライバシーをめぐる人権問題
 - 17．その他(具体的に：_____)
 - 18．とくに関心をもっているものはない

* (注) 日本の社会に「未解放部落」、「被差別部落」、「同和地区」あるいは単に「部落」といわれて、差別をうけてきた(うけている)地区を、この調査では「同和地区」とします。

質問4 . 人権についていろいろな考え方があります。次のことについてあなたはどのように思われますか。あなたのお考えにいちばん近いもの1つに✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

	そう思	どちらとも いえない	そうは 思わない
(A) 人権や権利ばかり主張して、がまんすることができない 人が増えている	1 .	2 .	3 .
(B) 人権問題とは、差別を受けている人の問題であって自分と は関係ない	1 .	2 .	3 .
(C) 思いやりや優しさをみんなが持てば、人権問題は解決する	1 .	2 .	3 .
(D) 人権とは、西洋的な考え方であって、日本にはなじまない	1 .	2 .	3 .
(E) 人権問題は、差別する人だけでなく、差別される人にも問 題がある	1 .	2 .	3 .
(F) 日本では、日本人の人権が優先されても、しかたがない	1 .	2 .	3 .

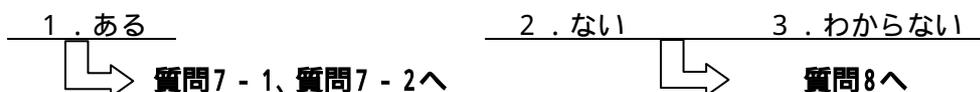
質問5 . あなたは自分自身をどのように思っていますか。以下の項目のそれぞれについてあなたのお考えにいちばん近いものに✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

	かなり(大に) あてはまる	やや あてはまる	あまり あてはまらない	ほとんど(まった) あてはまらない	なんともいえない、 わからない
(A) 現在自分の生活は充実している	1 .	2 .	3 .	4 .	5 .
(B) 自分には、他の人にないい点がある と思う	1 .	2 .	3 .	4 .	5 .
(C) 自分は何をやってもだめな人間だ と思うことがある	1 .	2 .	3 .	4 .	5 .
(D) 自分は、人と上手くやっていける人 間だと思う	1 .	2 .	3 .	4 .	5 .
(E) 自分は、困難なことでも、何とかや り遂げることができると思う	1 .	2 .	3 .	4 .	5 .
(F) 自分は、まわりの人から期待されて いない、と思うことがある	1 .	2 .	3 .	4 .	5 .
(G) 自分の人生は、どんなに努力して も、上手くいくとは限らない	1 .	2 .	3 .	4 .	5 .
(H) 世間の人、だれも自分をきちんと 評価してくれない	1 .	2 .	3 .	4 .	5 .

質問6．あなたにお子さんがいらっしゃるとして、子どもの結婚相手を考える際、相手の人柄や性格以外で、気になること（気になったこと）をお聞きします。あてはまるもの全部に✓印をおつけください。（✓印はいくつでも）

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1．相手の学歴 | 2．相手の経済力 |
| 3．相手の職業 | 4．相手の家柄 |
| 5．相手の国籍・民族 | 6．相手の宗教 |
| 7．相手の思想・信条 | 8．相手の健康状況 |
| 9．相手の身なり・容姿 | 10．相手の家事能力 |
| 11．相手の行動力・実行力 | 12．相手の趣味 |
| 13．相手の家族に障がいを持つ人がいるかどうか | |
| 14．相手が「同和地区」出身者かどうか | |
| 15．その他（具体的に： _____ ） | |
| 16．とくに気にしない | |

質問7．あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思われたことがありますか。（✓印は1つだけ）



〔自分の人権が侵害されたことが「ある」に✓印をした方はお答えください。〕

質問7 - 1．どのような人権侵害でしたか。あてはまるもの全部に✓印をおつけください。（✓印はいくつでも）

- 1．あらぬ噂^{うわさ}や悪口により、名誉・信頼等を侵害された
- 2．公的機関や企業・団体により不当な扱いをされた
- 3．地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、無理じい、仲間はずれなどをうけた
- 4．差別待遇（信条・性別・社会的身分・国籍や民族等により不平等または不利益な扱い）をされた
- 5．プライバシーを侵害された
- 6．セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）をうけた
- 7．その他（具体的に： _____ ）
- 8．おぼえていない

質問7 - 2 . 人権侵害をうけたとき、どうされましたか。あてはまるもの全部に✓印をおつけください。(✓印はいつでも)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 . 友達、同僚などに相談した | 2 . 家族、親戚に相談した |
| 3 . 警察に相談した | 4 . 弁護士に相談した |
| 5 . 県や市町村に相談した | 6 . 法務局や人権擁護委員などに相談した |
| 7 . 民間団体などに相談した | 8 . 地域の民生児童委員などに相談した |
| 9 . 新聞などマスコミに訴えた | 10 . 自分で相手に抗議した |
| 11 . とくに何もしなかった | |
| 12 . その他(具体的に: _____) | |
| 13 . おぼえていない | |

質問8 . 今後もし、あなたが、自分の人権を侵害された場合、まずどうされますか。あてはまるもの1つに✓印をおつけください。(✓印は1つだけ)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 . 友達、同僚などに相談する | 2 . 家族、親戚に相談する |
| 3 . 警察に相談する | 4 . 弁護士に相談する |
| 5 . 県や市町村に相談する | 6 . 法務局や人権擁護委員などに相談する |
| 7 . 民間団体などに相談する | 8 . 地域の民生児童委員などに相談する |
| 9 . 新聞などマスコミに訴える | 10 . 自分で相手に抗議する |
| 11 . その他(具体的に: _____) | |
| 12 . とくに何もしない | |

質問9 . 女性の人権に関して、次のような考えがあります。あなたのお考えにいちばん近いものに✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

- | | そう思 | どちらとも
いえない | そうは
思わない |
|--|-----|---------------|-------------|
| (A) 女性の水着姿などをコマーシャルやポスターに使うことは女性の人権を軽視している | 1 . | 2 . | 3 . |
| (B) 性的な冗談も、時には職場の潤滑油 <small>じゅんかつゆ</small> になる | 1 . | 2 . | 3 . |
| (C) 男は仕事を持ち、女はやはり家庭を中心に家事・育児をした方がよい | 1 . | 2 . | 3 . |
| (D) 女性が、管理職等に昇進できないのは、女性自身にも甘えがあるからである | 1 . | 2 . | 3 . |
| (E) 男女平等教育は、男らしさ、女らしさを否定しかねないの
で、ほどほどにすべきだ | 1 . | 2 . | 3 . |
| (F) たとえ夫婦の間であっても夫から妻への暴力は許せない | 1 . | 2 . | 3 . |

質問 10. 子どもの人権に関して、次のような考えがあります。あなたのお考えにいちばん近いものに
✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

	そう感	どちらとも いえない	そうは 思わない
(A) 親が、子どもにしつけをするためには、「愛の鞭」として、時には体罰を加えても許される	1 .	2 .	3 .
(B) 教師や親に対して、子どもが自分の意見を述べるのは、認められて当然である	1 .	2 .	3 .
(C) 子どもの日記や手紙などは、たとえ親でも勝手に見るべきではない	1 .	2 .	3 .
(D) 親が、子どもを塾やスポーツクラブなどに無理やり通わせ、余暇のない生活に追いやることは、子どもへの人権侵害である	1 .	2 .	3 .
(E) 学校が、児童・生徒の持ち物や服装を校則で規制することは認められて当然である	1 .	2 .	3 .
(F) たとえ親であっても、子どもに対する虐待が認められれば、子どもを引き離して保護すべきである	1 .	2 .	3 .

質問 11. 高齢者の人権に関して、次のような考えがあります。あなたのお考えにいちばん近いものに
✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

	そう感	どちらとも いえない	そうは 思わない
(A) 高齢者に悪徳商法による被害が多いのは、高齢者自身の対応のまずさが原因である	1 .	2 .	3 .
(B) 家族が、寝たきりの高齢者の意思に反して、施設に入所させるのは人権侵害である	1 .	2 .	3 .
(C) 情報が、一人暮らしの高齢者に十分に伝わらないのは、やむをえないことだ	1 .	2 .	3 .
(D) 高齢者が、働ける能力があるにもかかわらず、能力を発揮する場がないのはしかたがない	1 .	2 .	3 .
(E) 認知症の高齢者が、入院した時徘徊しないように、手足を縛られてもしかたがない	1 .	2 .	3 .
(F) 家族の話し合いで、高齢者の意見や行動が尊重されないことがあってもしかたがない	1 .	2 .	3 .

質問 12 . 障がいのある人の人権に関して、次のような考えがあります。あなたのお考えにいちばん近いものに✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

	そう思	どちらとも いえない	そうは 思わない
(A) 精神に障がいのある人は行動が不安定なので、常に不安を感じる	1 .	2 .	3 .
(B) 障がいのある人が、住宅やマンション等の入居を拒否されるのはしかたがない	1 .	2 .	3 .
(C) 障がいのある人が、スポーツや文化活動に参加できなくてもやむをえない	1 .	2 .	3 .
(D) 入場料が必要な施設で、障がいのある人の入場料を減免するのは当然である	1 .	2 .	3 .
(E) 主要な駅や病院、博物館、美術館などでは、障がい者が気軽に利用できる総合案内所(対応できる人)を置くべきである	1 .	2 .	3 .
(F) 障がいのある人の働く場所や機会が少ないのはしかたがない	1 .	2 .	3 .

質問 13 . 日本に居住している外国人の人権に関して、次のような考えがあります。あなたのお考えにいちばん近いものに✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

	そう思	どちらとも いえない	そうは 思わない
(A) 外国人であっても、国籍に関係なく日本人と同じように人権が保障されるべきだ	1 .	2 .	3 .
(B) 外国人だからという理由で、住宅やマンション等への入居を断る家主や不動産業者がいてもしかたがない	1 .	2 .	3 .
(C) 外国人は、通称名(日本名)を使用した方がさしさわりなく日本で生活することができる	1 .	2 .	3 .
(D) 外国人だからという理由で、働く場所や社会参加の場が限られるのはしかたがない	1 .	2 .	3 .
(E) 外国人が介護・看護労働者として日本で働くことが増えてくるが、日本人と同様の賃金、労働条件が保障されなければならない	1 .	2 .	3 .
(F) 日本に居住している外国人は納税の義務を果たしているので、外国人学校や民族学校は、私学と同じように認められるべきだ	1 .	2 .	3 .

質問 14 . 同和問題について、次のような考えがあります。あなたのお考えにいちばん近いものに
 ✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

	そう感	どちらとも いえない	そうは 思わない
(A) 「同和地区」出身者とわかって、いままでの付き合いを 避けようとは思わない	1 .	2 .	3 .
(B) 人を雇う時、「同和地区」出身かどうか、身元を調べる人 がいても差別とはいえない	1 .	2 .	3 .
(C) 結婚しようと思っていた相手が「同和地区」出身とわか り、結婚をやめようとしてもしかたがない	1 .	2 .	3 .
(D) 家を買うにあたって、その家が「同和地区」にあるかど うかを、自治体に電話でたずねても差別行為にはあたら ない	1 .	2 .	3 .
(E) 同和問題は「同和地区」住民が問題視しているだけで部 落差別はなくなっている	1 .	2 .	3 .
(F) さまざまな人権問題への意識が高まったことについて、 運動団体が果たしている役割は大きい	1 .	2 .	3 .

質問 15 . インターネットを悪用した人権侵害に関する事柄で、次のような考えがあります。あなたのお考
えにいちばん近いものに✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

	そう感	どちらとも いえない	そうは 思わない
(A) インターネットへの書込みはどのような内容であっても表 現の自由で保障されるべきである	1 .	2 .	3 .
(B) 名前や顔写真など無断で掲載するのはプライバシーの侵 害になる	1 .	2 .	3 .
(C) ネットポルノなど違法・有害なホームページの存在が犯 罪につながると思う	1 .	2 .	3 .
(D) インターネットに掲載されていることは真実とは限らな いのでみきわめが必要だ	1 .	2 .	3 .
(E) インターネット取引は個人情報が悪用されるおそれがあ る	1 .	2 .	3 .
(F) インターネットへの書込みで人権を侵害した場合、法に より取り締まるべきだ	1 .	2 .	3 .

質問 16 . 社会的弱者 (子ども、高齢者、障がいのある人など) への虐待はなぜ起きるのでしょうか。あなたのお考えにいちばん近いもの 1 つに ✓ 印をおつけください。(✓ 印は 1 つだけ)

- 1 . 家族関係の悩み、経済的な問題などを抱えているため
- 2 . 介護や育児に疲れ、ストレスがたまるため
- 3 . 相談するところや支援してくれるところがないため
- 4 . 核家族などで話相手がなく、地域から孤立しているため
- 5 . 虐待をしているという認識がないため
- 6 . 虐待される側の性格や気質などに問題があるため
- 7 . その他 (具体的に: _____)

質問 17 . あなたのお住まいの近くに、次のような施設が建設される計画があることを知った時、あなたはどのような態度をとると思いますか。それぞれについて、あなたのお考えにいちばん近いものに ✓ 印をおつけください。(✓ 印はそれぞれ 1 つずつ)

	大いに 歓迎する	歓迎する	どちらかという と歓迎しない	来てほ くない
(A) 小児科・内科の病院	1 .	2 .	3 .	4 .
(B) 特別養護老人ホーム	1 .	2 .	3 .	4 .
(C) 精神科病院・精神障がい者社会復帰施設	1 .	2 .	3 .	4 .
(D) 韓国・朝鮮学校	1 .	2 .	3 .	4 .
(E) カルチャーセンター	1 .	2 .	3 .	4 .
(F) 身体に障がいのある人たちの福祉センター や共同作業所	1 .	2 .	3 .	4 .
(G) インターナショナルスクール	1 .	2 .	3 .	4 .
(H) 美術館・博物館	1 .	2 .	3 .	4 .
(I) 有料老人ホーム	1 .	2 .	3 .	4 .
(J) 公営住宅	1 .	2 .	3 .	4 .

質問 18. 現在、「同和地区」の人たちは、就職するときに不利になることがあると思いますか。あなたのお考えにいちばん近いもの 1 つに✓印をおつけください。(✓印は 1 つだけ)

1. しばしば不利になることがある
2. たまに不利になることがある

3. 不利になることはない
4. わからない

⇒ 質問 19 にお進み
ください



質問 18 - 1. それは、近い将来、なくすことができると思いますか。あなたのお考えにいちばん近いもの 1 つに✓印をおつけください。(✓印は 1 つだけ)

1. 完全になくすことができる 2. かなりなくすことができる 3. なくすことは難しい

質問 19. 現在、「同和地区」の人たちは、結婚する際に反対されることがあると思いますか。あなたのお考えにいちばん近いもの 1 つに✓印をおつけください。(✓印は 1 つだけ)

1. しばしば反対されることがある
2. たまに反対されることがある

3. 反対されることはない
4. わからない

⇒ 質問 20 にお進み
ください



質問 19 - 1. それは、近い将来、なくすことができると思いますか。あなたのお考えにいちばん近いもの 1 つに✓印をおつけください。(✓印は 1 つだけ)

1. 完全になくすことができる 2. かなりなくすことができる 3. なくすことは難しい

質問 20. 現在、「同和地区」の人たちは、「同和地区」で生活をしているということだけで低く見られたり、悪く見られたりするところがあると思いますか。あなたのお考えにいちばん近いもの 1 つに✓印をおつけください。(✓印は 1 つだけ)

1. しばしばある
2. たまにある

3. そういうことはない
4. わからない

⇒ 質問 21 にお進み
ください



質問 20 - 1. それは、近い将来、なくすことができると思いますか。あなたのお考えにいちばん近いもの 1 つに✓印をおつけください。(✓印は 1 つだけ)

1. 完全になくすことができる 2. かなりなくすことができる 3. なくすことは難しい

質問 21. もし、あなたが家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、「同和地区」や同じ小学校区にある物件は避けることがあると思いますか。あなたのお考えにいちばん近いもの 1 つに✓印をおつけください。(✓印は 1 つだけ)

1. 「同和地区」や同じ小学校区にある物件は避けると思う
2. 「同和地区」にある物件は避けるが、同じ小学校区にある物件は避けないと思う
3. いずれにあってもこだわらない
4. わからない

質問22. 同和問題に関する事柄で、人権上特に問題があるとお考えのこと全部に✓印をおつけください。
(✓印はいくつでも)

1. 「同和地区」の人を採用するのを避けること
2. 「同和地区」の人との結婚を避けること
3. 日常の生活のなかで、「同和地区」の人と仲間になることを避けること
4. 「同和地区」の人に住宅や部屋を貸すのを避けること
5. 「同和地区」の地価が周辺よりも低いこと
6. 住宅を購入したり、借りたりするとき「同和地区」を避けること
7. 「同和地区」の人は、「同和地区」で生活しているということだけで、低くみられること
8. 身元調査を実施すること
9. インターネットを悪用した差別的な情報を掲載すること
10. その他(具体的に: _____)
11. とくに問題だと思わないこと

質問23. ところで、“差別”ということについて、あなたはどのようにお考えですか。以下の項目のそれぞれについて、あなたのお考えにいちばん近いもの1つに✓印をおつけください。(✓印は1つだけ)

	賛成	どちらかといえば 賛成	どちらとも いえない	どちらかといえば 反対	反対
(A) 差別は、人間として最も恥ずべき行為の1つである	1.	2.	3.	4.	5.
(B) 世の中には差別が必要なこともある	1.	2.	3.	4.	5.
(C) 差別は法律で禁止する必要がある	1.	2.	3.	4.	5.
(D) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることが少なくない	1.	2.	3.	4.	5.
(E) 差別されている人の訴えは、きちんと聞く必要がある	1.	2.	3.	4.	5.
(F) 差別の訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない	1.	2.	3.	4.	5.
(G) 差別を問題にするとかえって問題が解決しにくくなる	1.	2.	3.	4.	5.
(H) 差別問題に無関心な人にも、差別の問題をよく理解してもらうことが必要である	1.	2.	3.	4.	5.

質問 24 . 尼崎市の小学校、中学校、高等学校などで、人権問題についての教育をする場合、どのような人権問題を取り上げたらよいと思いますか。あなたのお考えにあてはまるもの全部に✓印をおつけください。(✓印はいくつでも)

- 1 . 人間の尊厳や自由、いのちの尊さについて
- 2 . 「世界人権宣言」や「児童（子ども）の権利条約」など人権に関する国際条約や法律など
- 3 . 人権のために闘ってきた人物や民衆運動について
- 4 . 戦争体験や被爆体験の話など戦争と平和について
- 5 . アパルトヘイトやカースト制度などの差別的な体制
- 6 . 福祉施設での交流や見学などの体験学習
- 7 . 障がい者やハンセン病患者などの当事者からの話
- 8 . いじめ、体罰などについて
- 9 . 子どもの虐待、高齢者の虐待、家庭内暴力など
- 10 . 薬物依存等の弊害について
- 11 . ポルノ、売買春、エイズ予防などの性教育など
- 12 . 安全・防災
- 13 . その他（具体的に： _____）
- 14 . わからない

質問 25 . これまでお尋ねしたさまざまな人権問題について、市民の理解を深めるために、さまざまな形で催し物が開催されていますが、あなたは参加したことがありますか。あてはまるものに✓印をおつけください。(✓印は1つだけ)

1 . 参加したことがある

2 . 参加したことがない ⇨ 質問 26 へ



【「参加したことがある」方はお答えください】

質問 25 - 1 . 参加した催し物はどのようなものでしたか。(✓印はいくつでも)

- | | | |
|----------------------|-------------|---------|
| 1 . 講演会 | 2 . 研修会 | 3 . 学習会 |
| 4 . 映画会 | 5 . 交流会 | 6 . 展示会 |
| 7 . コンサート | 8 . フェスティバル | |
| 9 . その他（具体的に： _____） | | |
| 10 . おぼえていない | | |

質問 25 - 2 . 参加されて、評価される点、課題などがあればご自由にお書きください。

.....

.....

.....

質問 26. 人権啓発を進めるためには、どのような啓発活動が効果的と思われますか。あなたのお考えにあてはまるもの全部に✓印をおつけください。(✓印はいくつでも)

1. テレビを活用した啓発
2. ラジオを活用した啓発
3. 新聞などのメディアを活用した啓発
4. 映画・ビデオを活用した啓発
5. 市の発行する広報印刷物・パンフレット・ポスター
6. インターネット・Eメール(メールマガジン)
7. 講演会や講義形式の研修会・学習会
8. 相互の理解を深めるための交流会
9. ワークショップ形式(専門家をまじえた少人数の討議・活動)の研修会
10. 障がいのある人や高齢者などの疑似体験
11. 人権問題に関する標語・ポスター・漫画・写真・作文などの募集
12. 人権問題をテーマとしたイベント(講演会・コンサート・展示会などを複合的に実施)
13. 子どもたちへのメッセージ運動を広げる
14. その他(具体的に: _____)
15. とくにない

質問 27. 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりをすすめるためには、何が必要だと思いますか。あなたのお考えにいちばん近いもの1つに✓印をおつけください。(✓印は1つだけ)

1. 一人ひとりの相手を思いやる気持ち
2. 地域で学習したり、弱者のサポートをするグループやオピニオンリーダーなどの育成
3. 人権を擁護するNPOやボランティアグループへの支援
4. 社会福祉協議会や人権啓発推進委員会など地域団体を中心とした啓発活動の推進
5. 人権啓発協会、人権・同和教育研究協議会、企業人権・同和教育合同研究会を中心とした啓発活動の推進
6. 人権擁護について関係機関の連携に向けたネットワークづくり
7. 誰でも気軽に相談できる窓口づくり
8. 市民の意見や要望を施策に反映するよう、市民が参画できる体制づくり
9. その他(具体的に: _____)
10. とくにない

質問 28. あなたは、次のような人権に関する条約や法律等についてどの程度ご存知ですか。あてはまるものに✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

	知っている	名前は聞いたことがある	知らない
(A) 世界人権宣言 (1948 年)	1 .	2 .	3 .
(B) 同和対策審議会答申 (1965 年)	1 .	2 .	3 .
(C) 人種差別撤廃条約 (国連 1965 年 : 日本批准 1995 年)	1 .	2 .	3 .
(D) 男女共同参画社会基本法 (1999 年)	1 .	2 .	3 .
(E) 児童 (子ども) の権利条約 (国連 1989 年 : 日本批准 1994 年)	1 .	2 .	3 .
(F) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (2000 年)	1 .	2 .	3 .
(G) 交通バリアフリー法 (高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律) (2000 年)	1 .	2 .	3 .
(H) 児童虐待の防止等に関する法律 (2000 年)	1 .	2 .	3 .
(I) 個人情報の保護に関する法律 (2003 年)	1 .	2 .	3 .

質問 29. 尼崎市では、人権問題を解決するためにさまざまな取り組みをしていますが、次のような取り組み等についてどの程度ご存知ですか。あてはまるものに✓印をおつけください。(✓印はそれぞれ1つずつ)

	知っている	名前は聞いたことがある	知らない
(A) 尼崎市人権教育・啓発推進基本計画	1 .	2 .	3 .
(B) 尼崎市人権擁護都市宣言	1 .	2 .	3 .
(C) 尼崎市人権啓発オピニオンリーダー	1 .	2 .	3 .
(D) 尼崎市人権啓発推進員	1 .	2 .	3 .

質問 30. 市に対するご意見、ご要望があれば、ご自由にお書きください。

.....

.....

.....

G．あなたは、NPOやボランティア活動に参加したことはありますか。あてはまるものに✓印をおつけください。

- 1．参加したことがある 2．参加したことはない

H．あなたは、学校、職場及び地域で、人権について学習をしたことがありますか。(✓印はいくつでも)

- 1．小学校で 2．中学校で 3．高等学校で 4．大学で
5．職場で 6．地域社会で 7．家庭で 8．学習したことはない

I．あなたがお住まいの地域に✓印をおつけください。

- 1．中央地区 2．小田地区 3．大庄地区
4．立花地区 5．武庫地区 6．園田地区

アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。
返信用の封筒に入れ、切手を貼らずに投函してください。

平成19年9月

各 位

尼 崎 市

人権についての市民意識調査への協力について（お願い）

皆さまには、日頃から市政へのご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、尼崎市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、自己実現にむけて生きる力や喜びが感じられる「人権文化の息づくまち・あまがさき」を目標に、さまざまな施策を行っています。

このたび、さまざまな人権問題について、ご意見をおうかがいし、これからの人権教育・啓発の推進に活かしていくことを目的とした市民意識調査を実施することとなり、無作為抽出で選ばれたあなたに調査票を送らせていただきました。

つきましては、お忙しいところ大変お手数をおかけしますが、精度の高い調査結果を得るためにも、ぜひ、ご回答いただきますようお願いいたします。

尼崎市環境市民局人権啓発室
（尼崎市人権問題意識調査委員会事務局）

尼崎市人権問題意識調査委員会規約

(名称及び事務所の所在地)

第1条 この会は、尼崎市人権問題意識調査委員会(以下「委員会」という。)と称する。

2 委員会の事務所は、尼崎市東七松町1丁目23番1号尼崎市役所内に置く。

(目的)

第2条 委員会は、さまざまな人権問題の解決のため、尼崎市民の人権について意識調査を行い、今後の人権教育・啓発の効果的な推進に資する。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

人権についての市民意識調査項目の検討。

人権についての市民意識調査の実施。

人権についての市民意識調査の分析。

その他、この会の目的達成に必要な事業。

(構成)

第4条 委員会は、別表に掲げる団体等から選出された17人以内の委員で構成する。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

会長 1人

副会長 1人

会計 1人

会計監査 2人

2 会長は委員の互選により選出する。

3 副会長、会計、会計監査については会長の指名による。

(役員職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長が事故等のあるとき、その職務を代理する。

会計は、委員会に関する会計事務を処理する。

会計監査は、委員会の会計事務を監査する。

(会議)

第7条 委員会は、会長がこれを招集し、議長となる。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を決定する。

第3条に定める事業の企画、立案及び実施に関すること。

予算及び決算に関する重要な事項

3 委員会における決議は、出席委員の過半数をもって決定する。

(会議の公開)

第8条 委員会は、その会議を原則公開とする。

2 会議の傍聴の取扱い、傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴について必要な

事項は、別に定めるところによる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会計)

第10条 委員会の経費は、尼崎市からの委託金をもって充てる。

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、委員会の議決によらなければならない。

(その他)

第12条 この会の運営上、この規約に定めのない事項については、委員会で決定する。

付 則

この規約は、平成19年7月5日から施行する。

別表

(五十音順)

尼崎市女性団体協議会
尼崎市人権教育・啓発推進懇話会
尼崎市人権・同和教育研究協議会
尼崎市特養等施設長会
尼崎市PTA連合会
尼崎市法人保育園会
尼崎市民生児童委員協議会連合会
尼崎人権擁護委員協議会
今北・堂松南地域人権教育啓発促進委員会
企業人権・同和教育合同研究会
在日本大韓国民団兵庫県尼崎支部
在日本朝鮮人総聯合会兵庫県尼崎西支部
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
社会福祉法人福成会
社団法人尼崎人権啓発協会

尼崎市人権問題意識調査委員会委員名簿

会長	中川 喜代子	尼崎市人権教育・啓発推進懇話会（奈良教育大学名誉教授）
副会長	谷口 武光	社団法人尼崎人権啓発協会
会計	穴井 崇司	今北・堂松南地域人権教育啓発促進委員会
会計監査	澤井 正和	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
会計監査	野村 恭三	尼崎市人権・同和教育研究協議会
委員	阿久澤 麻理子	尼崎市人権教育・啓発推進懇話会（兵庫県立大学環境人間学部准教授）
委員	石井 麻子	尼崎人権擁護委員協議会
委員	上野 芳昭	社会福祉法人福成会
委員	呉 輝 邦	在日本大韓民国民団兵庫県尼崎支部
委員	北垣内 笑美	尼崎市女性団体協議会
委員	笹部 美樹	尼崎市特養等施設長会(兼地域包括支援センター経営責任者)
委員	千 隆 年	在日本朝鮮人総聯合会兵庫県尼崎西支部
委員	築山 崇	尼崎市人権教育・啓発推進懇話会（京都府立大学福祉社会学部教授）
委員	布野 英己	企業人権・同和教育合同研究会
委員	林 久博	尼崎市 PTA 連合会
委員	廣岡 憲雄	尼崎市法人保育園会
委員	右下 厚子	尼崎市民生児童委員協議会連合会